

機械・電氣設備請負工事必携

1 機械・電氣設備工事共通仕様書

新旧対比表

(令和5年1月)

1 機械・電気設備工事共通仕様書 第1編 共通事項附則 新旧対比表

	改訂前	改訂後
附-17	<p>1－附－19 現場代理人の取扱い</p> <p>2. 常駐義務の緩和措置</p> <p>(1) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、現場代理人の常駐義務の緩和措置を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結後、工場製作のみの期間。 ② 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。 ③ 契約書第20条の規定を適用し、工事の全部を中止している期間。 ④ 現場が完了し必要書類は全て提出した後、完成検査までの期間。 <p>(2) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。 ② 請負代金額が3,500万円未満の工事。 <p>ただし、振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事や、通行規制等交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等については、緩和措置の適用除外とする。</p> <p>上記のほか、設計図書において措置の適用除外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。</p> <p>※ 請負代金額が3,500万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間は、1日1回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。</p>	<p>1－附－19 現場代理人の取扱い</p> <p>2. 常駐義務の緩和措置</p> <p>(3) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、現場代理人の常駐義務の緩和措置を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 契約締結後、工場製作のみの期間。 ⑥ 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。 ⑦ 契約書第20条の規定を適用し、工事の全部を中止している期間。 ⑧ 現場が完了し必要書類は全て提出した後、完成検査までの期間。 <p>(4) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。 ② 請負代金額が4,000万円未満の工事。 <p>ただし、振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事や、通行規制等交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等については、緩和措置の適用除外とする。</p> <p>上記のほか、設計図書において措置の適用除外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。</p> <p>※ 請負代金額が4,000万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間は、1日1回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。</p>